新潟県

新潟県報

発　行　　新　潟　県
第　７　号
平成29年１月27日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

告　　示
65　生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届（福祉保健課）
66　生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届（福祉保健課）
67　救急病院等の指定（医務薬事課）
68　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
69　保安林の指定解除（治山課）
70　基本測量の終了通知（監理課）
71　基本測量の終了通知（監理課）
72　基本測量の終了通知（監理課）
73　公共測量の終了通知（監理課）
74　土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
75　土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
76　公有水面埋立ての竣功認可（港湾整備課）
公　　告
一般競争入札の実施（税務課）
大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
特定調達契約の落札者等（畜産課）
病院局公告
一般競争入札の実施（病院局総務課）
一般競争入札の実施（病院局総務課）
プロポーザル提案者の募集（病院局業務課）
公安委員会規則
1　風俗環境保全協議会の運営に関する規則（生活安全企画課）

告　　示

◎新潟県告示第65号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第１項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年１月27日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

名　　称	所　在　地	変更事項	旧	新	変更年月日
まちなかや訪問看護	魚沼市小出島	所在地	魚沼市小出島107－	魚沼市小出島1177	H25. 11. 1

ステーション	1177		３		
まちなかや訪問看護ステーション	魚沼市諏訪町１－12	所在地	魚沼市小出島1177	魚沼市諏訪町１－12	H28.12.１
長岡市社会福祉協議会　訪問介護ながおか	長岡市水道町３丁目５番30号	所在地	長岡市長倉西町458番地１	長岡市水道町３丁目５番30号	H28.12.1

◎新潟県告示第66号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第１項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年１月27日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
株式会社ダイチク	新潟市中央区湖南24番地２	にいがた調剤薬局長岡	長岡市長町２－甲1643－11	居宅療養管理指導	H28.11.30
株式会社ダイチク	新潟市中央区湖南24番地２	にいがた調剤薬局長岡	長岡市長町２－甲1643－11	介護予防居宅療養管理指導	H28.11.30
株式会社ダイチク	新潟市中央区湖南24番地２	アイン薬局　長岡店	長岡市神田町３丁目２－９	居宅療養管理指導	H28.10.31
株式会社ダイチク	新潟市中央区湖南24番地２	アイン薬局　長岡店	長岡市神田町３丁目２－９	介護予防居宅療養管理指導	H28.10.31

◎新潟県告示第67号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第１条に規定する救急病院である。

平成29年１月27日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

１　名　　称　新潟万代病院
２　所 在 地　新潟市中央区八千代２丁目２番８号
３　有効期間　平成29年１月27日から
　　平成32年１月26日まで

◎新潟県告示第68号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年１月27日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

名　称	住　所	担当する医療の種　　類	廃止年月日

あい薬局　南本町店	五泉市南本町 ３丁目１番43号	育成医療・更生医療	平成28年12月４日
みなみ調剤薬局	南魚沼市川窪1158－２	育成医療・更生医療	平成28年12月29日

◎新潟県告示第69号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成29年１月27日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

１　解除に係る保安林の所在場所

新潟県佐渡市沢崎652の１・653の１（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）、652の３から652の６まで、653の２から653の６まで、654の４から654の６まで、656の７、656の８、657の２、657の３、658の４

２　保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

３　解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第70号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第１項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

平成29年１月27日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

１　作業種類　基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

２　作業期間　平成28年６月２日から平成29年１月４日まで

３　作業地域　村上市

◎新潟県告示第71号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第１項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

平成29年１月27日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

１　作業種類　基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

２　作業期間　平成28年７月22日から平成28年12月28日まで

３　作業地域　佐渡市

◎新潟県告示第72号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第１項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

平成29年１月27日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

１　作業種類　基本測量（河川事業に伴う水準測量）

２　作業期間　平成28年７月22日から平成28年12月28日まで

３　作業地域　新潟市北区、新潟市東区、新潟市中央区、新潟市秋葉区、新潟市西区、上越市、阿賀野市

◎新潟県告示第73号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、農林水産省北陸農政

局信濃川水系土地改良調査管理事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

平成29年１月27日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

１　作業種類　公共測量（地盤変動調査）

２　作業期間　平成28年８月１日から平成28年９月12日まで

３　作業地域　新潟市

◎新潟県告示第74号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年１月27日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

１　柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
池浦(1)地区	柏崎市西山町池浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池浦(2)地区	柏崎市西山町池浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池浦(3)地区	柏崎市西山町池浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池浦(4)地区	柏崎市西山町池浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田沢地区	柏崎市西山町田沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田沢(1)地区	柏崎市西山町田沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田沢(2)地区	柏崎市西山町田沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田沢(3)地区	柏崎市西山町田沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田沢(4)地区	柏崎市西山町田沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田沢(5)地区	柏崎市西山町田沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田沢(6)地区	柏崎市西山町田沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田沢(8)地区	柏崎市西山町田沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
コハツ沢地区	柏崎市西山町田沢	次の図のとおり	土石流
田沢地区	柏崎市西山町田沢	次の図のとおり	地すべり
藤掛(5)地区	柏崎市西山町藤掛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉田地区	柏崎市西山町藤掛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

藤掛(1)地区	柏崎市西山町藤掛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤掛(2)地区	柏崎市西山町藤掛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤掛(3)地区	柏崎市西山町藤掛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤掛(4)地区	柏崎市西山町藤掛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉田川地区	柏崎市西山町藤掛	次の図のとおり	土石流
吉田地区	柏崎市西山町藤掛	次の図のとおり	地すべり
礼拝(2)地区	柏崎市西山町礼拝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山王地区	柏崎市西山町下山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
前池地区	柏崎市西山町下山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下山田地区	柏崎市西山町下山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城ノ口地区	柏崎市西山町下山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下山田地区	柏崎市西山町下山田	次の図のとおり	地すべり
菅谷地区	柏崎市西山町伊毛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向山地区	柏崎市西山町伊毛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
覚寺地区	柏崎市西山町伊毛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
タテノ入地区	柏崎市西山町伊毛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
伊毛地区	柏崎市西山町伊毛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
タテノ入地区	柏崎市西山町伊毛	次の図のとおり	土石流
伊毛地区	柏崎市西山町伊毛	次の図のとおり	土石流
覚寺沢地区	柏崎市西山町伊毛	次の図のとおり	土石流
伊毛地区	柏崎市西山町伊毛、西山町下山田、西山町田沢	次の図のとおり	地すべり
田屋(1)地区	柏崎市大字田屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田屋(2)地区	柏崎市大字田屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田屋(3)地区	柏崎市大字田屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

ツベタ川地区	柏崎市大字田屋、木沢	次の図のとおり	土石流
坂ノ脇沢地区	柏崎市大字田屋	次の図のとおり	土石流
住吉沢地区	柏崎市大字田屋、木沢	次の図のとおり	土石流
払川地区	柏崎市大字田屋	次の図のとおり	土石流
吉ヶ沢地区	柏崎市大字田屋、木沢	次の図のとおり	土石流
花坂沢地区	柏崎市大字田屋	次の図のとおり	土石流
田屋(1)地区	柏崎市大字田屋	次の図のとおり	土石流
大平地区	柏崎市大字田屋	次の図のとおり	土石流
平井地区	柏崎市大字平井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
千刈地区	柏崎市大字平井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木沢地区	柏崎市大字木沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木沢(1)地区	柏崎市大字木沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木沢(2)地区	柏崎市大字木沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝ノ入沢地区	柏崎市大字木沢	次の図のとおり	土石流
払川地区	柏崎市大字木沢	次の図のとおり	地すべり
椎谷(1)地区	柏崎市大字椎谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
角城地区	柏崎市大字椎谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椎谷(2)地区	柏崎市大字椎谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂の下地区	柏崎市大字椎谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮川(2)地区	柏崎市大字椎谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椎谷観音堂地区	柏崎市大字椎谷	次の図のとおり	土石流
机立沢地区	柏崎市大字椎谷、大崎	次の図のとおり	土石流
机立沢(2)地区	柏崎市大字椎谷、大崎	次の図のとおり	土石流
椎谷地区	柏崎市大字椎谷	次の図のとおり	地すべり

宮川地区	柏崎市大字宮川	次の図のとおり	地すべり
細越地区	柏崎市大字細越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
細越(1)地区	柏崎市大字細越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
細越(2)地区	柏崎市大字細越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
カンムキ地区	柏崎市大字清水谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
テッキョムキ地区	柏崎市大字清水谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水上沢地区	柏崎市大字清水谷	次の図のとおり	土石流
清水谷地区	柏崎市大字清水谷	次の図のとおり	地すべり
小黒須(1)地区	柏崎市大字小黒須	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小黒須(2)地区	柏崎市大字小黒須	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小黒須(1)地区	柏崎市大字小黒須	次の図のとおり	土石流
小黒須地区	柏崎市大字小黒須	次の図のとおり	地すべり
五十土地区	柏崎市大字五十土	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五十土(1)地区	柏崎市大字五十土	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五十土(2)地区	柏崎市大字五十土	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五十土地区	柏崎市大字五十土	次の図のとおり	地すべり
成沢地区	柏崎市大字成沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
成沢(2)地区	柏崎市大字成沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
成沢(3)地区	柏崎市大字成沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五十土(2)地区	柏崎市大字五十土、小黒須、成沢	次の図のとおり	地すべり
成沢地区	柏崎市大字成沢、曽地	次の図のとおり	地すべり
明神(1)地区	柏崎市大字安田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神田地区	柏崎市大字安田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
安田(1)地区	柏崎市大字安田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

安田(2)地区	柏崎市大字安田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
安田(3)地区	柏崎市大字安田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
姥ヶ谷地区	柏崎市大字安田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
卵塔地区	柏崎市大字安田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向山地区	柏崎市大字安田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
涎清水沢地区	柏崎市大字安田	次の図のとおり	土石流
安田地区	柏崎市大字安田	次の図のとおり	土石流
明神(1)地区	柏崎市大字安田	次の図のとおり	土石流
明神(2)地区	柏崎市大字安田	次の図のとおり	土石流
安田(2)地区	柏崎市大字安田	次の図のとおり	土石流
安田地区	柏崎市大字安田、加納、軽井川	次の図のとおり	地すべり

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

２　上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大金田地区	上越市大字横畑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横畑(1)地区	上越市大字横畑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横畑(2)地区	上越市大字横畑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横畑地区	上越市大字横畑	次の図のとおり	地すべり
ガキ沢川地区	上越市大字南方	次の図のとおり	土石流
南方地区	上越市大字南方	次の図のとおり	地すべり
平方地区	上越市牧区平方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平方地区	上越市牧区平方	次の図のとおり	地すべり
片町地区	上越市牧区片町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
片町地区	上越市牧区片町	次の図のとおり	地すべり
七森地区	上越市牧区七森	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

木棚地区	上越市牧区七森	次の図のとおり	地すべり
吉坪(1)地区	上越市牧区吉坪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉坪(2)地区	上越市牧区吉坪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
馬世沢地区	上越市牧区吉坪	次の図のとおり	地すべり
坪野(1)地区	上越市浦川原区坪野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坪野(2)地区	上越市浦川原区坪野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坪野(3)地区	上越市浦川原区坪野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平山(1)地区	上越市牧区平山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平山(2)地区	上越市牧区平山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平山地区	上越市牧区平山	次の図のとおり	地すべり
李地区	上越市牧区神谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神谷(1)地区	上越市牧区神谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神谷(2)地区	上越市牧区神谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神谷(3)地区	上越市牧区神谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神谷(4)地区	上越市牧区神谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木棚（追加）地区	上越市牧区神谷	次の図のとおり	地すべり
沖見地区	上越市牧区神谷	次の図のとおり	地すべり
高谷(1)地区	上越市牧区高谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高谷(2)地区	上越市牧区高谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高谷(3)地区	上越市牧区高谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高谷(4)地区	上越市牧区高谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高谷(5)地区	上越市牧区高谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中橋川地区	上越市牧区高谷	次の図のとおり	土石流
芋ノ坪地区	上越市牧区高谷	次の図のとおり	地すべり

野中地区	上越市牧区高谷	次の図のとおり	地すべり
真荻平(6)地区	上越市安塚区真荻平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

３　佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
長谷－１地区	佐渡市長谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長谷－２地区	佐渡市長谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長谷(1)地区	佐渡市長谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
飯持－１地区	佐渡市飯持	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
飯持(1)地区	佐渡市飯持	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
飯持(2)地区	佐渡市飯持	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
飯持(3)地区	佐渡市飯持	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
飯持(4)地区	佐渡市飯持	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
猿八地区	佐渡市猿八	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
猿八(1)地区	佐渡市猿八	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
猿八(2)地区	佐渡市猿八	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
猿八(3)地区	佐渡市猿八	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
猿八(4)地区	佐渡市猿八	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
猿八地区	佐渡市猿八	次の図のとおり	地すべり
猿八(1)地区	佐渡市猿八	次の図のとおり	土石流
猿八(2)地区	佐渡市猿八	次の図のとおり	土石流
猿八(3)地区	佐渡市猿八	次の図のとおり	土石流
猿八(4)地区	佐渡市猿八	次の図のとおり	土石流
猿八(5)地区	佐渡市猿八	次の図のとおり	土石流
丸山－１地区	佐渡市丸山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

丸山(1)地区	佐渡市丸山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
丸山(2)地区	佐渡市丸山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
丸山(3)地区	佐渡市丸山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
丸山(4)地区	佐渡市丸山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
丸山(5)地区	佐渡市丸山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
丸山(6)地区	佐渡市丸山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ツンブリ地区	佐渡市丸山	次の図のとおり	地すべり
丸山(1)地区	佐渡市丸山	次の図のとおり	土石流
丸山(2)地区	佐渡市丸山	次の図のとおり	土石流
真野－１地区	佐渡市真野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真野－２地区	佐渡市真野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真野(1)地区	佐渡市真野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浜中(1)地区	佐渡市真野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浜中(2)地区	佐渡市真野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浜中(3)地区	佐渡市真野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小川内(1)地区	佐渡市真野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浜中地区	佐渡市真野	次の図のとおり	土石流
堂釜地区	佐渡市小木堂釜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小木堂釜(1)地区	佐渡市小木堂釜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小木堂釜(2)地区	佐渡市小木堂釜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小木堂釜(3)地区	佐渡市小木堂釜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小木堂釜(4)地区	佐渡市小木堂釜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堂釜地区	佐渡市小木堂釜	次の図のとおり	地すべり
羽茂亀脇(1)地区	佐渡市羽茂亀脇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

羽茂亀脇(2)地区	佐渡市羽茂亀脇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽茂亀脇(H25)地区	佐渡市羽茂亀脇	次の図のとおり	地すべり
羽茂亀脇(1)地区	佐渡市羽茂亀脇	次の図のとおり	土石流
沢口沢(1)地区	佐渡市羽茂亀脇	次の図のとおり	土石流
沢口沢(2)地区	佐渡市羽茂亀脇	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第75号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第１項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年１月27日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

１　柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
池浦(1)地区	柏崎市西山町池浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池浦(2)地区	柏崎市西山町池浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池浦(3)地区	柏崎市西山町池浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池浦(4)地区	柏崎市西山町池浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田沢地区	柏崎市西山町田沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田沢(1)地区	柏崎市西山町田沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田沢(3)地区	柏崎市西山町田沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田沢(4)地区	柏崎市西山町田沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田沢(5)地区	柏崎市西山町田沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田沢(6)地区	柏崎市西山町田沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田沢(8)地区	柏崎市西山町田沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤掛(5)地区	柏崎市西山町藤掛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉田地区	柏崎市西山町藤掛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

藤掛(1)地区	柏崎市西山町藤掛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤掛(2)地区	柏崎市西山町藤掛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤掛(3)地区	柏崎市西山町藤掛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤掛(4)地区	柏崎市西山町藤掛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
礼拝(2)地区	柏崎市西山町礼拝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山王地区	柏崎市西山町下山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
前池地区	柏崎市西山町下山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下山田地区	柏崎市西山町下山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城ノ口地区	柏崎市西山町下山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菅谷地区	柏崎市西山町伊毛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向山地区	柏崎市西山町伊毛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
覚寺地区	柏崎市西山町伊毛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
タテノ入地区	柏崎市西山町伊毛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
伊毛地区	柏崎市西山町伊毛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
タテノ入地区	柏崎市西山町伊毛	次の図のとおり	土石流
田屋(1)地区	柏崎市大字田屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田屋(2)地区	柏崎市大字田屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ツベタ川地区	柏崎市大字田屋、木沢	次の図のとおり	土石流
坂ノ脇沢地区	柏崎市大字田屋	次の図のとおり	土石流
住吉沢地区	柏崎市大字田屋、木沢	次の図のとおり	土石流
払川地区	柏崎市大字田屋	次の図のとおり	土石流
吉ヶ沢地区	柏崎市大字田屋、木沢	次の図のとおり	土石流
花坂沢地区	柏崎市大字田屋	次の図のとおり	土石流
田屋(1)地区	柏崎市大字田屋	次の図のとおり	土石流

平井地区	柏崎市大字平井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
千刈地区	柏崎市大字平井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木沢地区	柏崎市大字木沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木沢(1)地区	柏崎市大字木沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椎谷(1)地区	柏崎市大字椎谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
角城地区	柏崎市大字椎谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椎谷(2)地区	柏崎市大字椎谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂の下地区	柏崎市大字椎谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮川(2)地区	柏崎市大字椎谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
机立沢地区	柏崎市大字椎谷、大崎	次の図のとおり	土石流
細越地区	柏崎市大字細越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
細越(1)地区	柏崎市大字細越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
細越(2)地区	柏崎市大字細越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
カンムキ地区	柏崎市大字清水谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
テッキョムキ地区	柏崎市大字清水谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水上沢地区	柏崎市大字清水谷	次の図のとおり	土石流
小黒須(1)地区	柏崎市大字小黒須	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小黒須(2)地区	柏崎市大字小黒須	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五十土地区	柏崎市大字五十土	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五十土(2)地区	柏崎市大字五十土	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
成沢地区	柏崎市大字成沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
成沢(2)地区	柏崎市大字成沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
成沢(3)地区	柏崎市大字成沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
明神(1)地区	柏崎市大字安田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

神田地区	柏崎市大字安田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
安田(1)地区	柏崎市大字安田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
安田(2)地区	柏崎市大字安田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
安田(3)地区	柏崎市大字安田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
姥ヶ谷地区	柏崎市大字安田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
卵塔地区	柏崎市大字安田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向山地区	柏崎市大字安田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

２　上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大金田地区	上越市大字横畑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横畑(1)地区	上越市大字横畑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横畑(2)地区	上越市大字横畑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ガキ沢川地区	上越市大字南方	次の図のとおり	土石流
片町地区	上越市牧区片町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
七森地区	上越市牧区七森	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉坪(1)地区	上越市牧区吉坪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉坪(2)地区	上越市牧区吉坪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坪野(2)地区	上越市浦川原区坪野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平山(1)地区	上越市牧区平山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
李地区	上越市牧区神谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神谷(1)地区	上越市牧区神谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神谷(2)地区	上越市牧区神谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高谷(1)地区	上越市牧区高谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

高谷(4)地区	上越市牧区高谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高谷(5)地区	上越市牧区高谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真荻平(6)地区	上越市安塚区真荻平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

３　佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
長谷－１地区	佐渡市長谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長谷－２地区	佐渡市長谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長谷(1)地区	佐渡市長谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
飯持－１地区	佐渡市飯持	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
飯持(2)地区	佐渡市飯持	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
飯持(3)地区	佐渡市飯持	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
飯持(4)地区	佐渡市飯持	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
猿八地区	佐渡市猿八	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
猿八(4)地区	佐渡市猿八	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
猿八(1)地区	佐渡市猿八	次の図のとおり	土石流
猿八(2)地区	佐渡市猿八	次の図のとおり	土石流
猿八(3)地区	佐渡市猿八	次の図のとおり	土石流
猿八(4)地区	佐渡市猿八	次の図のとおり	土石流
丸山－１地区	佐渡市丸山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
丸山(1)地区	佐渡市丸山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
丸山(2)地区	佐渡市丸山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
丸山(3)地区	佐渡市丸山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
丸山(5)地区	佐渡市丸山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

丸山(1)地区	佐渡市丸山	次の図のとおり	土石流
真野－１地区	佐渡市真野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真野－２地区	佐渡市真野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真野(1)地区	佐渡市真野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浜中(1)地区	佐渡市真野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浜中(3)地区	佐渡市真野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小川内(1)地区	佐渡市真野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浜中地区	佐渡市真野	次の図のとおり	土石流
小木堂釜(1)地区	佐渡市小木堂釜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小木堂釜(2)地区	佐渡市小木堂釜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小木堂釜(3)地区	佐渡市小木堂釜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽茂亀脇(1)地区	佐渡市羽茂亀脇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽茂亀脇(2)地区	佐渡市羽茂亀脇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沢口沢(1)地区	佐渡市羽茂亀脇	次の図のとおり	土石流
沢口沢(2)地区	佐渡市羽茂亀脇	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第76号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第１項の規定により、公有水面の埋立ての竣功を次のとおり認可した。

平成29年１月27日

小木港港湾管理者　新潟県

代表者　新潟県知事　米山　隆一

１　竣功認可年月日

平成29年１月17日

２　竣功認可を受けた者の名称及び住所

新潟県

代表者　新潟県知事　米山　隆一

新潟市中央区新光町４番地１

３　埋立区域

(1) 位置

新潟県佐渡市小木町1935番地１の土地及び同地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち11の地点から21の地点までを順次結ぶ平成24年秋分の満潮位（D.L.+0.584m）における

公有水面と陸地との境界線、21の地点から31の地点までを順次直線で結んだ平成24年秋分の満潮位(D.L.+0.584m）における公有水面との境界線、及び31の地点と11の地点とを結ぶ平成24年秋分の満潮位（D.L.+0.584m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

11の地点　佐渡市小木町1935番地１道路敷基準点（北緯37度48分539秒、東経138度16分47秒）から167度43分45秒23.507mの地点

12の地点	11の地点から	111度22分08秒	9.298mの地点
13の地点	12の地点から	111度30分59秒	10.001mの地点
14の地点	13の地点から	111度31分47秒	5.600mの地点
15の地点	14の地点から	111度16分53秒	4.400mの地点
16の地点	15の地点から	111度20分19秒	10.001mの地点
17の地点	16の地点から	111度28分56秒	10.000mの地点
18の地点	17の地点から	111度27分43秒	10.000mの地点
19の地点	18の地点から	111度27分32秒	9.999mの地点
20の地点	19の地点から	111度23分38秒	1.201mの地点
21の地点	20の地点から	201度23分14秒	5.495mの地点
22の地点	21の地点から	291度23分38秒	1.201mの地点
23の地点	22の地点から	21度23分02秒	2.600mの地点
24の地点	23の地点から	291度26分04秒	10.002mの地点
25の地点	24の地点から	291度25分52秒	10.000mの地点
26の地点	25の地点から	291度26分00秒	10.000mの地点
27の地点	26の地点から	291度25分52秒	10.000mの地点
28の地点	27の地点から	291度26分19秒	4.399mの地点
29の地点	28の地点から	291度25分45秒	5.600mの地点
30の地点	29の地点から	291度25分52秒	10.000mの地点
31の地点	30の地点から	291度40分44秒	9.299mの地点
64の地点	31の地点から	21度25分31秒	2.461mの地点

(3) 面積

207.51 ㎡

4　埋立の免許の年月日及び番号

平成25年11月20日　新潟県港整第326号

5　法第22条第３項の市町村

佐渡市

公　　告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、新潟県地方税電子申告審査システム運用管理業務委託について、以下のとおり一般競争入札を行う。

平成29年１月27日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

1　入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県地方税電子申告審査システム運用管理業務委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書に定めるところによる。

(3) 委託業務期間

平成29年３月１日から平成33年12月31日

(4) 委託業務の作業場所

仕様書に定めるところによる。

2　入札説明書及び仕様書を交付する期間及び場所並びに本入札に関する問い合わせ等

(1) 交付期間

平成29年１月27日（金）から平成29年２月２日（木）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第５号）第１条第１項各号に規定する日を除く。)の各日の午前８時30分から午後５時15分まで

(2) 交付場所

新潟県総務管理部税務課県税集中管理室電算管理係（新潟県新潟市中央区新光町４番地１）

(3) 質問書の提出

入札説明書に定めるところによる。

3　入札執行の日時及び場所

(1) 日時

平成29年２月16日（木）　午前10時

(2) 場所

新潟県新潟市中央区新光町４番地１

新潟県庁入札室

4　本入札に係る参加資格の確認

本入札に参加することを希望する者は､以下に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。

この場合において､以下に定めるところに従わなかった者及び下記５に定める資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア　提出期限

平成29年２月９日（木）　午後５時15分まで

イ　提出場所

上記２(2)に定める場所に同じ。

ウ　提出方法

本人（法人にあっては代表権限を有する者。以下同じ。)若しくはその代理人の持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒の表に､「新潟県地方税電子申告審査システム運用管理業務委託競争入札参加資格確認申請書在中」の朱書きをしたものに限る。)とし、上記(1)アに定める提出期限までに到達するように郵送すること。

エ　提出書類

入札説明書に定めるところによる。

(2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本入札に係る参加資格の確認結果については、平成29年２月13日（月）までに書面で通知する。

5　本入札に参加する者に必要な資格

本入札に参加することができる者は、一の個人若しくは法人であって、以下に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４のいずれの規定にも該当しない者であること。

(2) 以下のいずれにも該当しない者であること。

ア　平成29年１月27日現在において民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は同条第２項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされている者

イ　平成29年１月27日現在において会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は同条第２項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされている者

(3) 新潟県暴力団排除条例第６条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(4) 本入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(5) 上記４に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(6) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあっては、当該県税の未納がない者であること。

6　本入札の手続き等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア　本人又は代理人が本入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ　本人が作成した一の入札書を封書の上､上記２(2)に定める場所を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「新潟県地方税電子申告審査システム運用管理業務委託入札書在中」の朱書きをし､中封筒に上記１に定める調達案件の名称及び上記３(1)に定める入札執行の日時を記載したものに限る。)をもって上記３(1)に定める入札執行日前日の午後５時15分までに到着するように郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。

(3) 入札書の記載

落札者決定に当たっては、契約希望本体金額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額（上記１に掲げる新潟県地方税電子申告審査システム運用管理業務の58か月当たりの委託料に係るものをいう。)に108分の100を乗じて得た金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)。以下同じ。)に100分の８に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額を入札書に記載すること。

７　落札者の決定

本入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

８　無効入札

以下に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 上記４に定める競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者及び上記５に定める本入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第１項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

９　入札保証金

財務規則第41条の規定に基づき、自己の見積もった契約希望金額（上記１に掲げる運用管理業務の58か月当たりの委託料に係るものをいう。)の100分の５に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第43条第１号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10　契約保証金

財務規則第41条の規定に基づき、実際の契約金額（上記１に掲げる運用管理業務の58か月当たりの委託料に係るものをいう。)の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

11　契約書及び契約条項

「業務委託契約書（案)」のとおりとする。なお、契約内容については、落札者決定後に内容を踏まえて協議の上、変更する場合がある。

12　その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア　競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ　提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ　提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 誓約書の提出

契約の締結に際しては､「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。提出がないときは、契約を締結しない場合がある。

(3) その他

ア　本入札に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

イ　本入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、関係法令の定めるところによる。

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成29年１月27日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名　称　花園ショッピングセンター

所在地　長岡市花園南部土地区画整理事業地内25街区

設置者　株式会社原信

２　変更した事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）花園ショッピングセンター

（変更後）花園ショッピングセンター

３　変更年月日

平成28年10月21日

４　変更の理由

名称が決まったため

５　届出年月日

平成29年１月12日

６　縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

（なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。）

７　縦覧期間

平成29年１月27日から平成29年５月27日まで

８　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課　商業振興係

電　　話　025－280－5237

Ｅメ ー ル　ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第５条第１項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成29年１月27日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名　称　アークプラザ上越東

所在地　上越市下門前388番地

設置者　アークランドサカモト株式会社

２　変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）

・アークランドサカモト株式会社

午前９時00分から午後７時30分

（変更後）

・ウエルシア薬局株式会社

24時間営業

イ　来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前８時30分から午後８時30分

（変更後）24時間

３　変更年月日

平成29年１月19日

４　届出年月日

平成29年１月18日

５　縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

（なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。）

６　縦覧期間

平成29年１月27日から平成29年５月27日まで

７　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課　商業振興係

電　　話　025－280－5237

Ｅメ ー ル　ngt050020@pref.niigata.lg.jp

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年１月27日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

１　調達件名及び数量

鳥インフルエンザ対応用防疫資材（防護服等）　一式

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県農林水産部畜産課

新潟県新潟市中央区新光町４番地１

３　随意契約の相手方を決定した日

平成28年11月30日

４　随意契約の相手方の氏名及び住所

有限会社　カザマ

新潟県新潟市秋葉区車場４丁目４番３号

５　契約価格

40,461,335円

６　契約決定方式

随意契約

７　随意契約によることとした理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項第５号の規定による。

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、内視鏡ビデオスコープについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年１月27日

新潟県立新発田病院長　塚田　芳久

１　入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

内視鏡ビデオスコープ　１式

(2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
(3) 納入期限
平成29年３月31日（金）
(4) 納入場所
新潟県立新発田病院
(5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札参加資格
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。
(2) 指名停止期間中の者でないこと。
(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
(5) 新潟県暴力団排除条例第６条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

３　入札説明書の交付場所等
(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号　957－8588
新潟県新発田市本町１丁目２番８号
新潟県立新発田病院経営課
電話番号　0254－22－3121　内線2516
(2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記３(1)の交付場所で交付する。
(3) 応札仕様書の提出期限
平成29年２月２日（木）午後５時00分

４　入札、開札の日時及び場所
平成29年２月６日（月）午前11時00分
新潟県立新発田病院　５階大会議室

５　その他
(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(2) 入札保証金
免除する。
(3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第５号。以下「規程」という。）第186条第３項第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。
(4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立新発田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記３(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
(5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
(6) 契約書作成の要否　要
(7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
(9) その他
ア　契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
イ　詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、内視鏡ビデオスコープシステムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年１月27日

新潟県立新発田病院長　塚田　芳久

１　入札に付する事項
(1) 購入等件名及び数量
内視鏡ビデオスコープシステム　１式
(2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
(3) 納入期限
平成29年３月31日（金）
(4) 納入場所
新潟県立新発田病院
(5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札参加資格
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。
(2) 指名停止期間中の者でないこと。
(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
(5) 新潟県暴力団排除条例第６条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

３　入札説明書の交付場所等
(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号　957－8588
新潟県新発田市本町１丁目２番８号
新潟県立新発田病院経営課
電話番号　0254－22－3121　内線2516
(2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記３(1)の交付場所で交付する。
(3) 応札仕様書の提出期限
平成29年２月２日（木）午後５時00分

４　入札、開札の日時及び場所
平成29年２月６日（月）午前10時00分
新潟県立新発田病院　５階大会議室

５　その他
(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(2) 入札保証金
免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第５号。以下「規程」という。）第186条第３項第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立新発田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記３(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否　要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア　契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ　詳細は入札説明書による。

新潟県立病院医事業務委託に係る公募型プロポーザル提案者の募集について（公告）

新潟県立病院医事業務委託の受託業者を公募型プロポーザル方式により選定するものとし、次のとおり希望する者の参加を募集する。

平成29年１月27日

新潟県病院事業管理者　若月　道秀

１　業務の概要

(1) 業務名

新潟県立病院医事業務委託

(2) 委託場所

委託場所は、下記に掲げる新潟県立病院である。

病　院　名	所　在　地
新潟県立松代病院	十日町市松代3592－２
新潟県立柿崎病院	上越市柿崎区柿崎6412－１
新潟県立津川病院	東蒲原郡阿賀町津川200
新潟県立妙高病院	妙高市大字田口147－１
新潟県立リウマチセンター	新発田市本町１－２－８
新潟県立坂町病院	村上市下鍛冶屋589
新潟県立加茂病院	加茂市青海町１－９－１
新潟県立十日町病院	十日町市高山32－９
新潟県立中央病院	上越市新南町205
新潟県立吉田病院	燕市吉田大保町32－14
新潟県立がんセンター新潟病院（がん予防総合センター）	新潟市中央区川岸町２－15－３（新潟市中央区川岸町２－10－１）
新潟県立新発田病院	新発田市本町１－２－８

新潟県立精神医療センター	長岡市寿２－４－１

(3) 委託期間

契約締結日は平成29年４月（予定）とし、業務委託期間は平成29年10月１日から平成33年９月30日までとする。

(4) 委託業務の内容

委託する業務は、上記(2)の病院における医事業務である。詳細は新潟県立病院医事業務委託仕様書に定める。

２　参加表明・提案者に求める資格

以下の条件を全て満たす法人とする。

(1) 次のいずれにも該当しない者。

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４に規定する者

イ　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第２項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者

ウ　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第２項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされた者

エ　新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第６条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者

(2) 新潟県内に本店又は支店を有していること。

(3) 新潟県税について未納がないこと。

(4) 過去５年間に、日本国内の一般病床500床以上の病院、200床未満の病院及び自治体病院におけるそれぞれ３年以上の入院・入院外の会計及び診療報酬請求事務の受託実績を有していること。

３　手続等

(1) 問い合わせ窓口

新潟県病院局業務課業務管理係（医事業務委託担当）
〒950－8570　新潟県新潟市中央区新光町４番地１
TEL　025－280－5557
FAX　025－285－3843
電子メール ngt400020@pref.niigata.lg.jp

(2) 実施要項等の交付

ア　交付期間

平成29年１月27日（金）から平成29年２月９日（木）
土日祝日を除く、各日午前９時から午後５時まで

イ　交付場所

〒950－8570　新潟県新潟市中央区新光町４番地１
新潟県病院局業務課業務管理係（医事業務委託担当）

ウ　交付方法

交付場所での直接交付とする（郵送による交付は行わない）。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア　提出期限

平成29年２月10日（金）午後５時まで

イ　提出場所

新潟県病院局業務課業務管理係（医事業務委託担当）
〒950－8570　新潟県新潟市中央区新光町４番地１
電話番号　025－280－5557

ウ　提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること。

(4) 質問書の提出期限、提出場所、提出方法及び回答方法

ア　提出期限

平成29年２月17日（金）午後３時まで

イ　提出場所

新潟県病院局業務課業務管理係（医事業務委託担当）
電子メールアドレス　ngt400020@pref.niigata.lg.jp
電話番号　025－280－5557

ウ　提出方法

実施要項及び仕様書等についての質問は、質問書を電子メールにより提出すること。なお、電子メール送信後に提出先まで電話にて受信確認を行うこと。

エ　回答方法

質問に対する回答は、平成29年２月24日（金）までにFAXにより行う。

(5) 提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア　提出期限

平成29年３月３日（金）午後５時まで

イ　提出場所

新潟県病院局業務課業務管理係（医事業務委託担当）
〒950－8570　新潟県新潟市中央区新光町４番地１

ウ　提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること。

４　審査、失格及び結果の通知

(1) 審査

新潟県立病院医事業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、提出された提案書及びヒアリング等の内容から総合的に評価して、最も優れた提案を行った者及び次点者を選定委員会において特定する。なお、審査にあたって、提案内容の確認を必要とする場合は、別途実地調査等を実施する。

(2) 失格

ア　次のいずれかに該当する者は失格とする。

①　参加表明書提出後、実施要項３の参加資格要件を満たさないことが判明した者
②　提出書類に虚偽を記載して提出した者
③　提案書の提出期限に遅れた者
④　ヒアリングの実施時間に遅れた者
⑤　本件プロポーザルを公告した日から選定委員会において審査が終了するまでの間に、選定委員会の委員長及び委員並びに事務局職員に対して、直接的又は間接的に本選定に関して援助を求めた者又は不正な接触を行った者
⑥　本件プロポーザルを公告した日から選定委員会において審査が終了するまでの間に、法人、その代表者及び従業員が社会的信用を損なう行為を行い、提案者として相応しくないと選定委員会が認めた者

イ　次のいずれかに該当する者は失格とすることがある。

①　実施要項に適合しない書類を提出した者
②　提案すべき事項の全部若しくは一部を提案しなかった者

(3) 結果の通知

選定委員会の審査結果は、各提案者に文書をもって通知する。

５　その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 本件プロポーザルに係る実施要項及び選定委員会が要求した内容以外の書類等は受領しない。
(3) 提出された参加表明書、提案書及び資料は返却しない。
(4) 参加表明書及び提案書等の作成、提出及びヒアリングに係る費用は、参加表明書の提出者及び提案者の負担とする。
(5) 提出された参加表明書、提案書及び資料は、本手続きに関する作業において必要な範囲で複製を作成することがある。
(6) 提出された参加表明書、提案書、資料及びその複製は前号以外に提出者に無断で使用しないものとする。
(7) 契約の締結等その他詳細については、実施要項に定める。

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第１号

風俗環境保全協議会の運営に関する規則を次のように定める。

平成29年１月27日

新潟県公安委員会

委員長　　阿　部　　隆

風俗環境保全協議会の運営に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第38条の４第１項及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第１号）第110条の規定に基づき、風俗環境保全協議会（以下「協議会」という。）の設置及び協議会の委員（以下「委員」という。）の委嘱等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　協議会は、新潟県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年新潟県条例第72号。以下「条例」という。）第13条に規定する地域ごとに設置するものとする。ただし、既に当該地域に目的を同じくする団体が存在する場合は、協議会を設置しないこと又は当該団体内の専門部会等として協議会を設置することができるものとする。

（委員の委嘱）

第３条　新潟県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、法第38条の４第１項に掲げられた者の中から、協議会ごとに、地域の情勢を勘案し適任と認められる者を、委員に委嘱するものとする。

２　警察署長（以下「署長」という。）は、赴任した時点をもって委員に委嘱されたものとする。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は２年とし、再任することを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　署長の委員としての任期は、在任期間とする。

（委員の解嘱）

第５条　公安委員会は、委員が第３条に掲げる者に該当しなくなったときその他特別な理由があるときは、任期中であっても、委員を解嘱することができるものとする。

（委任）

第６条　この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。